

定 款

2020 年 6 月

株式会社 ふくおかフィナンシャルグループ

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループと称する。英文では Fukuoka Financial Group, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- 1 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯関連する業務
- 2 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞並びに福岡市で発行される西日本新聞、熊本市で発行される熊本日日新聞及び長崎市で発行される長崎新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3億6千万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務その他株式取扱規則に定める事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(開催の時期)

第12条 定時株主総会は毎事業年度が終了した日の翌日から3か月以内に、臨時株主総会は必要があるときに開催する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。

- ② 株主総会の日時、場所及び会議の目的とする事項は、取締役会の決議により定める。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長があたる。

- ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役があたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

第4章 取締役及び取締役会

(定員)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役及び代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議により社長1名を選定する。なお会長1名、副会長、副社長若干名を選定することができる。

② 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。当社の代表取締役は、社長を含め3名以内とする。

(執行役員)

第23条 当社は、取締役会の決議により執行役員を置き、業務執行を委嘱することができる。

② 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、執行役員を兼務することができる。

③ 当社は、専務執行役員、常務執行役員若干名を選定することができる。

(職務執行の代行)

第 24 条 職務の執行について社長に差支えがあるときは、副社長が、副社長をおかないとき又は副社長に差支えがあるときは、取締役会で定める者がこれに代る。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(社外取締役の責任限定)

第 26 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項が定める額とする。

(組織及び運営)

第 27 条 取締役会は、取締役をもって組織し、当会社の業務執行に関する意思を決定する。

② 取締役会の運営については、この定款で定めるほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(招集通知)

第 28 条 取締役会は、各取締役に対し会日より 5 日前にその通知を発して招集する。ただし、急を要するときはこの期間を更に短縮することができる。

(招集権者)

第 29 条 取締役会は、会長が、会長をおかないとき又は会長に差支えがあるときは社長が、招集し議長となる。

(決議の方法)

第 30 条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる取締役の過半数の出席により、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

② 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、監査等委員の中からその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(運営)

第32条 監査等委員会の運営については、この定款で定めるほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

(招集通知)

第33条 監査等委員会は、各監査等委員に対し会日より5日前にその通知を発して招集する。ただし、急を要するときはこの期間を更に短縮することができる。

(決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる監査等委員の過半数の出席により、その出席監査等委員の過半数をもってこれを行う。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、次条第1項に定める期末配当についての決議は株主総会により行う。期末配当を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがない限り、取締役会の決議によりこれを定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として期末配当を行う。

- ② 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。
- ③ 前2項のほか、当会社は、取締役会の決議によって、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2007.	4.	2	制定
2008.	6.	27	改正
2009.	6.	26	改正
2016.	6.	29	改正
2017.	6.	29	改正
2018.	10.	1	改正
2020.	6.	26	改正